

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念の一つとして掲げている「社会の進歩と充実をもたらす優れた商品を提供すること」を通じて、株主や取引先をはじめとする、すべてのステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値を高めることを目的に、事業活動を行っております。

当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上には、実効性あるコーポレート・ガバナンスのあり方を追求していくことが不可欠であり、経営の健全性、信頼性向上の観点から、適時適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等を通じた、コーポレート・ガバナンスの充実が、重要課題の一つであると認識し、以下のとおり取り組んでおります。

#### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会を構成する取締役数は経営環境の変化に迅速に対応するため、6名としております。また、意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するために、平成25年6月から社外取締役を招聘しております。当社は、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。当社は監査役制度を採用しており、取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役(社外監査役を含み、監査役会を組織)による監査を行っております。また、社長直属の組織として内部統制室を設け、グループ全体の業務執行に関する定期的な内部監査を行っており、その結果を取締役、監査役及び会計監査人に適宜報告しております。また、会計監査人は会計監査の内容につき監査役に適宜説明し、監査役は会計監査人に監査の状況を説明する等、綿密な情報交換を行っております。

#### (2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社グループの事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定し、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理に努めてまいります。

当社は、経営トップ自ら「コンプライアンス宣言」を行い、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案及び推進することを目的とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスを第一順位に掲げた「行動指針」や、社会ルールを尊重し良識ある企業活動を行う旨を主要な内容とする「行動規範」を社内規程化しており、もって、社員に法令遵守の意識を持たせ、違法な行動を未然に防止するための活動基盤は整っております。

さらには、「NASグループヘルプライン規程」を設けて当社グループ内における組織的、個人的な不正行為に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、これらの行為の早期発見と是正を図っております。加えて、当社グループが所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で「情報セキュリティ管理規程」を制定しております。

また、業務プロセスの種々管理規程と共に、全社全部門を網羅した業務執行基準を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、現時点で、議決権の電子行使ができるシステムの利用や、招集通知の英訳を致しておりませんが、機関投資家比率や外国人株式保有比率の動向、その他取り巻く環境の変化を踏まえ、今後、必要な対応を検討してまいります。

#### 【原則4-2・補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬割合や、現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定】

当社取締役、監査役、執行役員の報酬は、月額報酬と賞与により構成され、各役員の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案し、決定しております。

なお、今後につきましては、社外取締役を含めた任意の報酬委員会にて、適切なインセンティブ付与のあり方を含め、当社にあった報酬施策を検討していく予定です。

#### 【補充原則4-3-1 経営陣幹部の選任等について公正かつ透明性の高い手続きに従った適切な実行】

当社取締役、監査役、執行役員候補者の選任については、各役職に求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、業績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

なお、今後につきましては、社外取締役を含めた任意の指名委員会にて、より公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行できるよう、検討していく予定です。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しております。当社独立社外取締役は、業務執行を含めた経営の監督に十分な役割、責務を果たしておりますが、今後の当社や、当社を取り巻く環境の変化等を勘案し、必要に応じ、独立社外取締役の増員も含めた体制の見直しを検討していく予定です。

#### 【原則4-10・補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、現在の機関設計である監査役会設置会社を継続していく考えですが、取締役・監査役・執行役員の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を更に強化するため、独立社外取締役を含む任意の指名委員会、報酬委員会を設置することを検討していく予定です。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方、取締役選任に関する方針・手続】

当社取締役会は、全体として知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮した構成となっており、現在の規模は適正であると考えております。

なお、取締役の選任に関する方針、手続に関しては、今後、社外取締役を含めた任意の指名委員会にて、検討していく予定です。

**【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】**

各取締役の自己評価などを参考にし、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う仕組みを今後、取締役会にて検討していく予定です。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】** 更新**【原則1-4 いわゆる政策保有株式】**

当社は、中長期的な企業価値を向上させる観点にたち、発行会社の当社事業戦略上の重要性や取引の維持・強化の必要性等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。毎年、取締役会において、主要な政策保有に係る中長期的な経済合理性や将来の見直し等について検証し、必要に応じて保有継続の可否および株数の見直しを実施します。

また、政策保有株式の議決権につきましては、発行会社の中長期的企業価値向上に資するものか否か、当社事業への影響等について判断した上で、適切に行使用いたします。

**【原則1-7 関連当事者間の取引】**

当社取締役の競業取引および取締役・会社間の取引、利益相反取引は、取締役会の承認を得ることとしております。

また、会社法および会計基準に定められた重要な関連当事者間の取引に関し、有価証券報告書、計算書類注記表に開示することとしております。

当社では、これらの財務書類記載事項の信頼性を確保するため、当社及び重要な連結子会社の取締役・監査役を対象に、関連当事者の把握及び関連当事者取引に関する事項について、質問書による確認を行っております。

**【原則3-1 情報開示の充実】****1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画**

当社の経営理念、経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト、有価証券報告書にて公表しております。

経営理念: <http://www.nyk.co.jp/about/philosophy.html>

中期経営計画: [http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir\\_news\\_140328.pdf](http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_140328.pdf)

**2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針**

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

**3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続**

当社取締役、監査役、執行役員報酬は、月額報酬と賞与により構成され、各役員の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案し、決定しております。

なお、今後につきましては、社外取締役を含めた任意の報酬委員会にて、適切なインセンティブ付与のあり方を含め、当社に合った報酬施策と決定手続を検討していく予定です。

**4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続**

当社取締役、監査役、執行役員候補者の選任については、各役職に求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、業績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。なお、今後につきましては、社外取締役を含めた任意の指名委員会にて、より公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行できるよう、検討していく予定です。

**5. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明**

取締役・監査役の各候補者および経歴等については、株主総会参考書類に記載しております。

**【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】**

当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項の他、当社取締役会において重要と判断される事項についても取締役会規程の定めにより決議を行うこととしております。これら以外の業務執行の決定については、社内規程により決裁権限を明確にし、取締役会から経営陣に対し適切に権限が委譲されております。

**【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】**

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しております。当社独立社外取締役は、業務執行を含めた経営の監督に十分な役割、責務を果たしておりますが、今後の当社や、当社を取り巻く環境の変化等を勘案し、必要に応じ、独立社外取締役の増員も含めた体制の見直しを検討していく予定です。

**【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準に従って、独立社外取締役を選任しております。

**【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方、取締役選任に関する方針・手続】**

当社取締役会は、全体として知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮した構成となっており、現在の規模は適正であると考えております。

なお、取締役の選任に関する方針、手続に関しては、今後、社外取締役を含めた任意の指名委員会にて、検討していく予定です。

**【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況の毎年開示】**

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任等、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知の参考書類、有価証券報告書において、開示しております。

**【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】**

各取締役の自己評価などを参考にし、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う仕組みを今後、取締役会にて検討していく予定です。

**【補充原則4-14-2 トレーニング方針の開示】**

新任取締役・監査役に対し、それぞれの役割や責務を理解し、必要な知識習得を図るための研修機会を提供する他、就任後も個々の取締役・監査役に適合した研修機会の提供・斡旋を継続して行っております。社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループについて理解を深めるため、各社担当部門より、業務の説明を行う他、各事業所の工場見学を実施しております。

**【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】****1. 株主との対話全般について、総括する役員**

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様が理解が得られるよう努め、株主との対話全般について、総括する役員を指定しております。

**2. 社内部門の有機的な連携**

株主の皆様との対話を促進するため、社内関連部門は、開示資料の作成・審査に必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら、公正、

適正に情報開示を行っております。

3. 個別面談以外の対話手段

株主総会、決算説明会、報告書(いわゆる株主通信)等の発行等により、株主の皆様への情報開示に努めております。

4. 株主の意見等のフィードバック

株主の皆様との対話において把握された意見等につきましては、経営陣や関係各部にフィードバックし、情報を共有しております

5. 株主との対話に際してのインサイダー情報の管理

インサイダー情報を適切に管理するため、インサイダー取引防止規程を制定し、それに沿った運用をしております。

6. 株主構造の把握

株主の皆様との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,945	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,204	2.07
株式会社みずほ銀行	3,115	2.01
日本冶金協力会社持株会	2,764	1.79
松井証券株式会社	2,027	1.31
大和証券株式会社	1,975	1.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800	1.16
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,775	1.15
前田建設工業株式会社	1,505	0.97
日本冶金ナス持株会	1,429	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

鉄鋼

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田 和彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 和彦	○	—	同氏は、宇部興産株式会社の経営に長年にわたって携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社の関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しておりますので、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。なお、当社と宇部興産株式会社との間には取引関係はございません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無	なし
-----------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は4半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を踏まえ、適宜会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。

併せて、監査役は会計監査人の監査現場に立ち会うなどして、会計監査人の業務内容を監査しております。

監査役と社長直属の組織である内部統制室(専任4名)は監査計画を相互に提出し合うほか2ヶ月ごとに連絡会を開催し、監査役は内部統制室が実施した業務執行に関する内部監査の結果報告を受け、また監査役はその業務監査の結果を内部統制室へ報告し、それぞれの内容について意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岸田 守	他の会社の出身者							△						
稲垣 多津夫	他の会社の出身者												△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸田 守		—	同氏は、金融機関等において要職を歴任した後、みずほ電子債権記録株式会社代表取締役社長に就き、企業経営に関する豊富な経験を有しております。また、株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部長を経験する等、会計業務に関する経験と知識を有しております。これらの経験と知識を活かし、当社に対し

			的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役に選任しております。
稲垣 多津夫	○	当社において過去に業務執行者であった野中章男氏は、稲垣多津夫氏が過去に業務執行者であり、監査役を務めた日本精線株式会社の監査役であります。野中氏および稲垣氏の前任者もそれぞれ当社および日本精線株式会社の出身者であります。当社と日本精線株式会社との間には取引関係はありません。	同氏は、日本精線株式会社で重要な役職に就き、そこで培われた豊富な業務経験と経営監督の経験を有しており、その幅広い知識と経験から、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社の関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>
--

当社取締役、監査役、執行役員の報酬に関しては、適切なインセンティブ付与のあり方を含め、当社に合った報酬施策を社外取締役を含めた任意の報酬委員会にて、検討していく予定です。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

当社の取締役に対する報酬の総額は、株主総会決議に基づいており、平成26年度には人数6名、年額106百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、監査役及び内部監査部門である内部統制室を始めとした社内各部門との意見交換や各事業所の見学等を実施し、また、取締役会に際しては議案の事前説明を行う他、経営会議等の重要会議の資料配付、説明を実施しております。社外監査役については、重要な経営の決定に関する情報に関して、取締役と同様に説明を受けております。具体的には取締役会への出席の他、経営会議には監査役4名のうち社外監査役1名を含む2名は常時出席し、さらに常勤監査役による監査は、原則として毎月1回開催される定時監査役会において報告されております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督につきましては、決定・審議・報告の内容に応じて、取締役会（定時は毎月1回）、経営会議（原則として毎週1回）、常務会（原則として毎月2回程度）の各会議を実施しております。取締役会には社外取締役を含めた取締役全員および社外監査役を含めた監査役全員が出席し、経営会議には取締役および常勤監査役が出席しております。また、常務会については取締役が出席し、監査役は資料を閲覧する他、必要に応じて出席あるいは関係部門からの説明を受けております。

会計監査の状況につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、久具壽男、三井智宇および辻田武司の3名であり、八重洲監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、各取締役の職務の執行状況を、社外取締役を含めて相互に監視・監督を行うとともに、社外監査役2名を含む複数の監査役による監査を受けております。このような体制に加え、経営トップ自らの「コンプライアンス宣言」やコンプライアンス委員会などの内部統制システムにより、経営の効率化・意思決定の迅速化とともに、経営の透明性の向上と外部の視点を取り込んだ経営監視機能の強化を図っております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第133期定時株主総会招集ご通知を平成27年6月5日(金)に発送
集中日を回避した株主総会の設定	第133期定時株主総会を平成27年6月25日(木)に開催
その他	第133期定時株主総会招集ご通知を、早期情報提供の観点から、発送前の平成27年6月4日(木)に当社ウェブサイト( <a href="http://www.nyk.co.jp/">http://www.nyk.co.jp/</a> )に掲載

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回実施	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト( <a href="http://www.nyk.co.jp/">http://www.nyk.co.jp/</a> )に、招集通知、決算短信、決算短信以外の適時開示資料、決算説明会資料、アニュアルレポート(英文)等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR委員会(事務責任者:経理部財務チーム)	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成16年1月に、「コンプライアンス宣言」を行うとともに、それまであった経営理念・行動指針に加えて行動規範を作成し、それぞれを当社ホームページにて公開しております。なお、「コンプライアンス宣言」については、平成22年12月に内容を見直しております。また、個人情報保護についてはその方針と管理規程を、公益通報者保護については管理規程をそれぞれ制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成11年3月に川崎製造所で、平成13年11月に大江山製造所でそれぞれISO14001を認証取得しております。
その他	当社は「多様と異質を尊重し、協和の心を以って総合力を発揮する」ことを行動指針に掲げております。この指針の趣旨を踏まえ、女性や海外国籍者の積極的な活用等、多様性の確保に努めております。

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 【決議事項とその内容】

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
→ 当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。
- (3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
→ 当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
- (4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
→ 当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
→ 当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
→ 当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
→ NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
- (ハ) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
→ NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- (ニ) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
→ NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。
- (7) 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制  
→ 当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。  
また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。
- (8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (9) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (10) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
→ 当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。  
なお、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係わる職務の遂行に支障を来さない様特段の配慮をするものとする。
- (11) 当社の監査役への報告に関する体制
- (イ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (ロ) 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
→ 当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取り決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。
- (12) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
→ 当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。
- (13) 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (14) その他当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
→ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用については、監査役からの請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて「行動規範」において以下のとおり宣言し、全社員に周知徹底するとともに、当社ホームページに掲載しております。

私たちは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力には、毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。

また平素より、反社会的勢力に対しては、警察、弁護士、株主名簿管理人等の外部機関とも連携し組織的に対応しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主

の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

上記基本方針に則り、当社は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、平成26年6月26日に開催の当社第132期定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。本対応方針が導入されております。

なお、本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までとし、平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会の終結後、毎年、定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとしております。本対応方針の継続に関しては、平成27年6月25日、当社第133期定時株主総会の終結後開催された取締役会において、継続を承認する旨の決議がなされております。

本対応方針の内容につきましては、当社ホームページ([http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection\\_140509.pdf](http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_140509.pdf))をご参照下さい。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## 【適時開示体制の概要】

## 1. 適時開示に関する基本方針

当社は、社員一人一人が遵守すべき事項を「行動規範」（以下「同規範」という）として制定しており、株主との関係につきましては同規範中に、「株主・投資家に対し、当社の財務内容や事業活動状況等の企業情報を、関係法令に従い適宜適切に開示すること」および「業務遂行上、当社や関係会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは適切に取扱い、インサイダー取引となる行為は一切行わないこと」を明記しており、企業情報の適時・適切な開示が極めて重要な責務であると認識しております。

また、社内規程の「NASグループインサイダー取引防止規程」に基づき、企業集団でのインサイダー取引の未然防止に努めております。

## 2. 適時開示における社内体制について

当社は、企業情報の適時・適切な開示のため、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき、下記のとおり会社情報の開示を行っております。

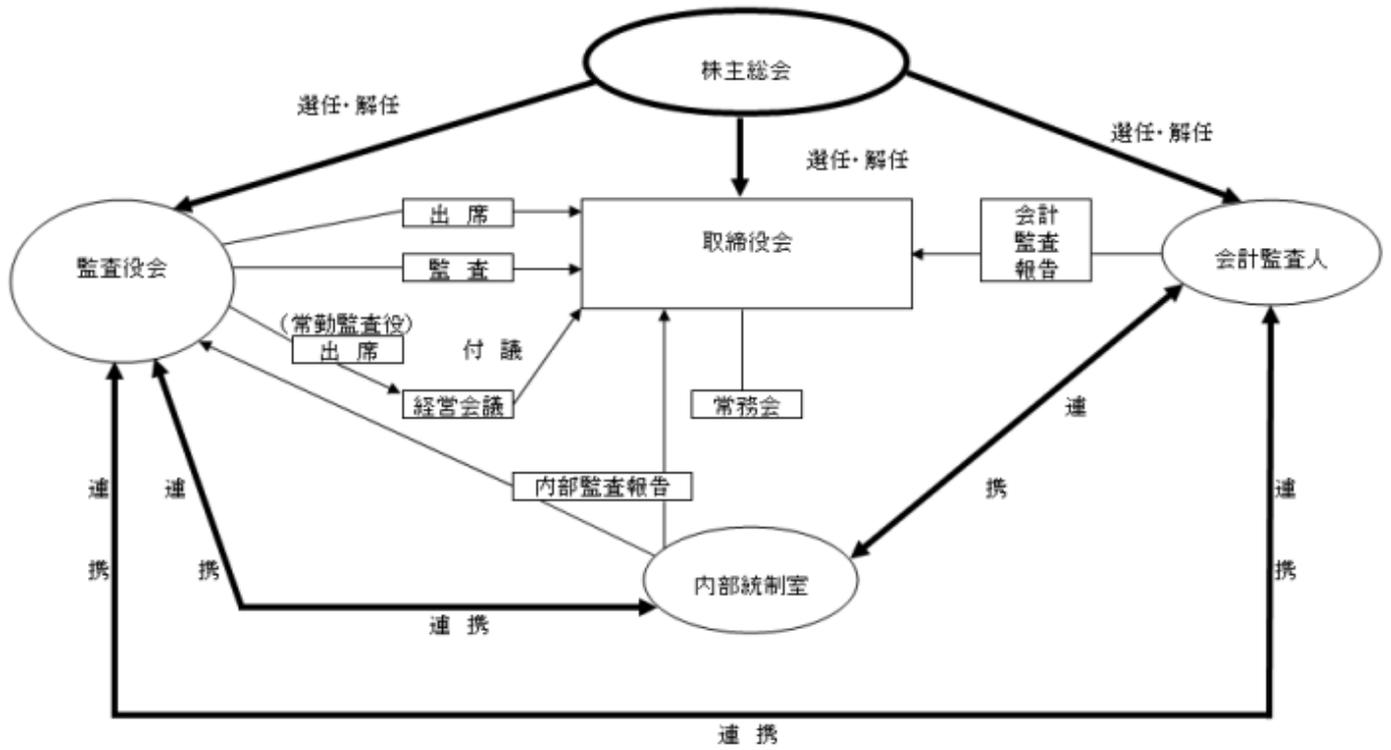
## (1) 「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「子会社に関する情報」の開示

当社業務執行基準（総務に関する事項－広報に関する事項－重要な一般対外発表）に基づき開示しております。

## (2) 「決算に関する情報」の開示

当社業務執行基準（経理に関する事項－決算に関する重要な対外発表）に基づき開示しております。

【模式図1 コーポレート・ガバナンス体制】



【模式図2 適時開示体制】

1. 「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「子会社に関する情報」の開示

